

群馬県道路占用許可等事務取扱要領

群馬県県土整備部 道路管理課

群馬県道路占用許可等事務取扱要領

【最終改正】平成31年3月20日 道管第134-17号

昭和57年4月1日 道維77号
各土木事務所長あて 土木部長通知

(目的)

第1条 道路法（以下「法」という。）第32条の許可及び法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の協議の手続きについては、別に定めるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(占用の許可申請)

第2条 土木事務所長（以下「所長」という。）は、占用の許可申請及び協議（以下「申請書等」という。）をしようとする者があるときは、群馬県道路占用規則（以下「規則」という。）第2条第1項に規定する申請（協議）書の正本及びその写し（該当申請等に係る行為が道路交通法第77条第1項の適用を受けるものである場合に限る。以下同じ。）に次の各号に掲げる図書を添付して提出させなければならない。

- (1) 位置図（1/25, 000～1/50, 000）
- (2) 附近見取図（附近100m以内の見取図）
- (3) 占用物件の位置を表示した平面図、実測求積図、縦断図、横断図（1/100～1/600）
- (4) 占用物件の構造図（構造が確認できる縮尺による図面）
- (5) 公図の写し（官民界が不明確な場合に限る）
- (6) 道路の掘削、復旧断面図及び復旧面積計算図（道路の掘削を伴う工事に限る）
- (7) 占用工事の工程表
- (8) 申請人が暴力団等に該当しない旨の誓約書（別記様式第1号）
- (9) 他の許可認可等を伴うものについては当該許可等の書類
- (10) その他必要な図書

2 前項の規定にかかわらず、所長は、地域活性化等に資する社会的な意義があり、地域住民等の合意に基づき行われるイベント等に係る申請書等については、添付図書を次の各号に掲げるものに簡略化することができる。なお、都市再生推進法人による申請及び市町村の後援等がある場合には、第2号の添付は不要とする。

- (1) 計画の概要資料（占用主体及び地域活性化等が主目的であることが分かる資料）
- (2) 地域住民等（商店街振興組合、商工会議所、商工会、自治会等）の合意が得られていることが分かる資料
- (3) 位置図（1/25, 000～1/50, 000）
- (4) 占用物件の位置及び面積を表示した平面図（道路交通法に基づく道路使用許可申請に係る添付書類と同等のもので可）
- (5) 他の許可認可等を伴うものについては当該許可等の書類

(占用の変更許可申請等)

第3条 所長は、占用の変更許可申請等をしようとする者があるときは、規則第2条第1

項に規定する申請（協議）書の正本及びその写しに前条に掲げる図書のうち変更の事項に関係あるものを添付して提出させるものとする。

（占用の更新許可申請等）

第4条 所長は、占用の更新許可申請等をしようとする者があるときは、規則第3条に規定する申請（協議）書に次に掲げる図書を添付して提出させるものとする。

- （1） 占用物件の位置を示した平面図（1／100～1／600）
- （2） 前許可書の写し
- （3） 占用許可物件の安全確認報告書（別記様式第2号）
- （4） その他必要な図書

（占用の制限）

第5条 道路の掘削を伴う占用については、道路舗装工事（新設、補修を問わない。）完了後次に掲げる期間内は原則として認めないものとする。

- （1） セメントコンクリート舗装 5年
- （2） アスファルトコンクリート舗装 3年

（占用の許可基準）

第6条 占用の許可基準は、法第33条の規定によるほか、「群馬県道路占用許可基準」（以下「許可基準」という。）に定めるところによる。

- 2 既に許可を受けた物件が、占用期間中の許可基準改正に伴い許可基準に適合しなくなった場合には、物件の存置中は許可を更新することができる。ただし、物件を取り替える場合には、改正後の許可基準に適合しなければ許可することができない。

（占用の期間）

第7条 次の占用物件については10年以内とする。

水道法、工業用水道事業法、下水道法、鉄道事業法、ガス事業法、電気通信事業法又は石油パイプライン事業法の規定に基づいて設ける水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガスパイプ、電柱、電線又は石油管

- 2 次の占用物件については5年以内とする。

- （1） 法第32条第1項各号に規定する占用物件で前項に掲げるもの以外のもの

（申請書等の審査）

第8条 所長は申請書等を受理したときは、次の審査を行うものとする。

- （1） 法又は道路法施行令（以下「令」という。）に掲げる占用物件に該当するか否かの審査
- （2） 道路の敷地外に余地がないため止むを得ないものと認められるか否かの審査
- （3） 公共性が認められるものであるか否かの審査
- （4） 群馬県地方道路工事連絡協議会で調整が図られているものであるか否かの審査
- （5） 道路の構造保全及び安全かつ円滑な交通の確保に支障がないかの審査
- （6） 占用物件の構造及び占用場所が許可基準に適合するものであるか否かの審査
- （7） 占用の期間が適当であるか否かの審査

- (8) 工事の実施方法が適当であるか否かの審査（施工方法、道路の構造保全、危険防止の措置、交通整理方法）
 - (9) 工事の時期が適当であるか否かの審査
 - (10) 道路の復旧方法が適当であるか否かの審査
 - (11) 申請者が暴力団等反社会的勢力でないか及び暴力団等反社会的勢力との関係がないかの審査
 - (12) その他必要とする事項の審査
- （警察署長との協議）**

第9条 所長は、法第32条第5項の協議をしようとするときは、別記様式第3号の協議書に許可申請（協議）書、変更許可申請（協議）書又は更新許可申請（協議）書の写しを添付して当該道路を管轄する警察署長に協議しその回答を得なければならない。

（占用の許可書等の交付）

第10条 所長は、法第32条及び35条の規定による占用の許可及び同意（以下「占用の許可等」という。）をする場合には、道路の構造の保全、交通の危険の防止等のために必要があるときは、別記様式第4号の条件書により必要な条件を付するものとする。

- 2 所長は、占用の許可等をしたときは、別記様式第5号の許可書又は別記様式第6号の回答書を申請者又は協議者（以下「申請者等」という。）に交付しなければならない。また許可等をしないときは別記様式第7号の通知書により申請者等に通知しなければならない。

（占用の許可等の取消し）

第11条 所長は、法第71条の規定により占用の許可等を取消したときは、別記様式第8号の通知書により、当該許可等を取消された者に通知するものとする。

（着手等の確認）

第12条 所長は、規則第4条第1項に規定する届出書を受理したときは、必要に応じて占用工事の着手又は施工の状況を確認するものとする。

（完了の確認）

第13条 所長は、規則第4条第2項に規定する届出書を受理したときは、確認のための検査を行うものとする。この場合において、所長が適当と認めた場合には、工事写真等により確認することができる。

（原状回復）

第14条 所長は、第11条に規定する取消処分をしたとき、規則第8条に規定する届出書を受理したとき又は占用の期間が満了したときには、速やかに占用物件の除去及び道路の原状回復を別記様式第9号の命令書により、取消された者又は占有者に命ずるものとする。ただし法第40条第1項ただし書に該当する場合はこの限りでない。

- 2 所長は、規則第9条に規定する届出書を受理したときは、必要に応じて道路の原状回復の状況を確認するものとする。

（道路の復旧方法）

第15条 占用のため道路を掘削した場合における道路の復旧工事（以下「復旧工事」とい

う。)は、原則として、令第15条の基準により、占有者負担で原形復旧するものとする。

2 復旧工事の実施区分及び復旧費単価は別に定める。

(占有工事完了後の責任期間)

第16条 占有工事完了後の道路構造物の責任期間は、検査合格(工事完了)の日から2年とする。ただし、占有者に故意又は重大な過失があると認められる場合には10年とする。

(占有台帳の整備)

第17条 所長は、許可申請等を受理したときは、別記様式第10号の処理台帳を備えて処理の状況を記録しておかなければならない。

2 所長は、許可等1件ごとに別記様式第11号の台帳を作成整備しておかなければならない。

(報告)

第18条 所長は、占有許可等の状況を別記様式第12号の報告書により翌年度の6月10日までに知事に報告しなければならない。

(占有物件の安全確認)

第19条 所長は、道路占有許可にあたり、道路法令における占有物件の構造に関する基準への適合を確認する場合においては、占有物件の安全性の確認を徹底しなければならない。

2 新たな占有物件の道路占有許可に当たっては、既存の一般的条件に加え、次に掲げる条件を附すことを徹底しなければならない。

(1) 道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(2) 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者あて書面等により報告しなければならない。

(3) 占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならない。

3 占有期間満了までの安全確認は次に掲げるとおりとするが、占有物件の安全確認に当たっては、申請者又は占有主体に必要以上の書類の提出を要求するなど、申請者又は占有主体に過度な負担をかけることのないよう、厳に留意するものとする。

(1) 安全確認の対象は、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占有物件を基本とする。

- (2) 安全確認の期間は、道路占用許可後5年が経過する時期を基本とする。
- (3) 安全確認の方法は、別添（様式例の記載位置確認）を参考に占有主体による直近の点検結果等を確認する。

附 則

- 1 この要領は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 「道路法第24条及び第32条の取り扱いについて（通知）」（「昭和38年8月7日道第430号」）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

<関係通知>

- 1 「道路管理者による占有物件の安全確認の徹底について」（平成26年3月19日国道利第29号）
- 2 「道路占用許可条件の追加等について」（平成26年4月22日道管第134-3号通知）